

議員提出議案第 2 号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 8 日

墨田区議会議長

瀧澤 良 仁 様

提出者	墨田区議会議員	高柳 東彦
	同	はら つとむ
	同	としま 剛
	同	あさの 清美
	同	村本 ひろや
	同	大瀬 康介

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和 3 4 年墨田区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（一般被保険者に係る被保険者均等割額の特例）

第 1 9 条の 4 当該年度の初日の前日において 1 8 歳未満である被保険者（世帯主及びその配偶者を除く。以下この条において同じ。）を有する世帯に属する者（第 1 9 条の 2 の規定の適用を受ける者を除く。）の当該被保険者についての被保険者均等割額に係る第 1 5 条の 4 第 2 号及び第 1 5 条の 1 2 第 2 号の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) 1 8 歳未満の被保険者のうち最年長のもの（当該者が 2 人以上いるときは、そのうちの 1 人とする。）については、第 1 5 条の 4 第 2 号及び第 1 5 条の 1 2 第 2 号に定める額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額とする。
- (2) 1 8 歳未満の被保険者のうち前号に該当しないものについては、第 1 5 条の 4 第 2 号及び第 1 5 条の 1 2 第 2 号に定める額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額と

する。

- 2 当該年度の初日の前日において18歳未満の被保険者を有する世帯の世帯主に係る第19条の2の規定による減額後の被保険者均等割額が、その者が前項の規定を受けるものとした場合に課すこととなる被保険者均等割額より高額であるときは、同条の規定によるほか、その差額に相当する額をその者に対して課する国民健康保険料の額から減額する。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、平成31年10月分の保険料から適用し、同年9月分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

18歳未満の子どもの均等割額を軽減することによって、子育て世帯の負担軽減を図る必要がある。